告示

○国土交通省告示第千三百十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十一月十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「同規則第２改訂版補足改訂版」を「同規則第２改訂版補足第２改訂版」に改め、同項第二号中「（同規則第２改訂版補足改訂版」を「（同規則第２改訂版補足第２改訂版」に、「同規則第２改訂版補足改訂版25. 6. の規定中」を「同規則第２改訂版補足第２改訂版の規則25. 6. 中」に改め、同条第三項第一号中「同規則第２改訂版補足改訂版」を「同規則第２改訂版補足第２改訂版」に、「協定規則第58号第２改訂版補足改訂版」を「協定規則第58号第２改訂版補足第２改訂版」に改め、同項第二号中「（同規則第２改訂版補足改訂版」を「（同規則第２改訂版補足第２改訂版」に、「同規則第２改訂版補足改訂版16. 3. 又は25. 6. の規定中」を「同規則第２改訂版補足第２改訂版の規則16. 3. 又は25. 6. 中」に改める。

第四十二条中「同規則改訂版補足第２改訂版」を「同規則改訂版補足第３改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第３改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第３改訂版」に、「同規則第５改訂版」を「同規則第６改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第３改訂版」に改める。

第四十三条第一項中「同規則第４改訂版補足第２改訂版」を「同規則第４改訂版補足第３改訂版」に、「協定規則第19号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第19号第４改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第二項及び第三項中「同規則第５改訂版」を「同規則第６改訂版」に改める。

第四十四条第一項中「協定規則第119号改訂版5. 、6. 、7. 及び8. の技術的な要件」を「協定規則第119号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5. 、6. 、7. 及び8. に限る。）」に、「協定規則第119号改訂版6. の規定」を「協定規則第119号改訂版補足改訂版6. の規定」に、「協定規則第119号改訂版9. 2. の規定」を「協定規則第119号改訂版補足改訂版9. 2. の規定」に、「協定規則第119号改訂版5. 4. 1. 」を「協定規則第119号改訂版補足改訂版5. 4. 1. の規定」に、「協定規則第119号改訂版5. 4. 3. の規定」を「協定規則第119号改訂版補足改訂版5. 4. 3. の規定」に改め、同条第二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（低速走行時側方照射灯）

第44条の２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第23号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則5. 、6. 2. 、7. 及び8. に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第23号補足第18改訂版6. 2. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第23号補足第18改訂版9. 2. の規定に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第23号補足第18改訂版5. 4. 1. 規定は適用しないこととし、協定規則第23号補足第18改訂版5. 4. 3. の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

２　低速走行時側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第40条の２第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）に定める基準とする。

第四十五条第一項及び第四十六条第一項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第四十七条第一項中「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 30. に限る。）」に改め、同条第二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第四十八条第二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に、同条第三項中「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 30. に限る。）」に、同条第四項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第四十九条第二項及び第五十条第二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第五十一条第一項中「協定規則第48号第５改訂版2. 29. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 29. に限る。）」に改め、同条第二項、第五十二条第二項及び第五十三条第二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第五十四条第一項中「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 30. に限る。）」に改め、同条第二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第五十五条第一項中「協定規則第70号改訂版補足第７改訂版6. 及び7. 」を「協定規則第70号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則6. 及び7. に限る。）」に改める。

第五十六条の二第一項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十一条の二第二項及び第六十一条の三第二項中「協定規則第48号第５改訂版5. 及び6. （6. 19. を除く。）の技術的な要件」を「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則5. 及び6. （6. 19. を除く。）に限る。）」に改める。

第六十二条第三項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　低速走行時側方照射灯

第六十三条第十二項中「側方照射灯」を「側方照射灯、低速走行時側方照射灯」に改める。

第百二条第一項中「要件（同規則第２改訂版補足改訂版」を「要件（同規則第２改訂版補足第２改訂版」に改め、同項第二号中「同規則第２改訂版補足改訂版25. 6. の規定中」を「同規則第２改訂版補足第２改訂版の規則25. 6. 中」に改める。

第百二十条第一項及び第九項中「同規則改訂版補足第２改訂版」を「同規則改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第九項中「協定規則第123号改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第３改訂版」に改める。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

（低速走行時側方照射灯）

第122条の２　低速走行時側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第33条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一　低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。

二　低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

三　低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。

四　低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。